

土壌汚染情報公開台帳（基準不適合台帳）

(案件No. 6-2)

整理番号	201-0008	調製年月日・契機	令和6年（2024年）7月29日 ・ 第116条第1項第1号		
所在地	八王子市小宮町51番1 外29筆 (地番) 八王子市小宮町51、51-1 (住居)				
訂正年月日・契機	令和7年（2025年）1月20日・第116条の3第1項 ※ ¹ 、第116条の3第3項 ※ ²				
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	富士レビオ株式会社 八王子事業所、株式会社エスアールエル 八王子ラボラトリー	面積	149.557 0 m ² (基準不適合 範囲)	19,102.15 m ²	(調査)
汚染状況調査の方法に関する特記事項		—			
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容		土壌汚染の除去			
当該土地に条例第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨（汚染 の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨）		—			
当該土地が規則第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨		—			
当該土地が規則第55条第3項に該当する場合は、その旨		—			
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届 出区域に指定された区域を含む場合は、その旨		形質変更時要届出区域（形－29） 令和7年（2025年）1月20日指定解除			
備考		※1 土壌汚染対策法第12条第1項、同法第16条第1項の届出書の提出により代用 ※2 土壌汚染対策法の規定に基づく措置完了報告書の提出により代用			
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和6年(2024年)6月7日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準 第二溶出量基準		株式会社フィールド・パート ナーズ
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		

[illegible]

特定有害物質の使用、排出等の状況

業 種 及 び 主 要 製 品	臨床検査薬事業における臨床試薬
特定有害物質の種類、 使用目的、使用形態等	①富士レビオ株式会社 【種類】四塩化炭素、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、六価クロム、シアン、水銀、セレン、ふっ素、ほう素、PCB 【使用目的】分析・検査 【使用形態】試薬に含有（トリクロロエチレンを除く）、トリクロロエチレンのみ冷媒に含有 ②株式会社エスアールエル 【種類】ジクロロメタン、ベンゼン、第二種特定有害物質9項目 【使用目的】分析・検査 【使用形態】試薬に含有
特定有害物質の使用状況	①富士レビオ株式会社 1978年～1990年まで富士レビオ株式会社の前身の富士臓器製薬株式会社時代に旧棟 【現存】及び【解体済み】1階の薬理実験室、発酵実験室、合成実験室、溶剤取扱室、溶剤倉庫において四塩化炭素、ジクロロメタン、ベンゼン、第二種特定有害物質6項目（カドミウム、鉛、砒素を除く）及びPCBの試薬の使用履歴が確認された。1990年～2024年までA棟において四塩化炭素を除く上記特定有害物質、B棟においてシアン及びセレンの試薬の使用履歴が確認された。また、D棟1階の凍結乾燥機械室1及び2において機器の冷媒にトリクロロエチレンが含まれていることが確認された。 ②株式会社エスアールエル 1978年～2020年まで第1ラボ及び第2ラボにおいてジクロロメタン、ベンゼン、第二種特定有害物質9項目の試薬の使用履歴が確認された。 ①及び②ともに、2024年3月に工場廃止し現在は空きビルとなっている。工場廃止後、現在に至るまで特定有害物質の使用等履歴はなかった。 使用 期 間 1978年 ～ 2024年
特定有害物質の排出状況	特定有害物質を含む試薬の排水が流れた排水経路は以下の通り。 ①富士レビオ株式会社 ・A棟の1階の埋設配管経路～放流調整槽～敷地外の下水道へ放流する経路 ・B棟の1階の埋設配管経路～旧排水処理施設～敷地外の谷地川へ放流する経路 ・B棟の1階の埋設配管経路～放流調整槽～敷地外の下水道へ放流する経路 ・倉庫（旧PCB室 兼 旧安全実験棟）の埋設配管経路～放流調整槽～敷地外の下水道へ放流する経路 ②株式会社エスアールエル ・浄化槽地上部の計量槽～下水道放流直前の埋設配管経路に至る経路 ・第1ラボ1階埋設配管（一部トレンチ内）～浄化槽へ至る経路 ・第2ラボ1階埋設配管（一部トレンチ内）～排水処理施設～排水処理施設の埋設配管が地上へ立ち上がる部分へ至る経路 ・浄化槽の下水道放流直前の埋設配管経路～敷地外の下水道へ放流する経路 ・第1ラボ1階埋設配管（一部トレンチ内）～浄化槽～埋設配管（富士レビオ株式会社八王子事業所側）～敷地外の谷地川へ放流する経路
特定有害物質の使用場所等	△別紙（3）のとおり
地下施設の有無及び概要	①富士レビオ株式会社 ・放流調整槽が存在する。A棟、B棟、倉庫（旧PCB室 兼 旧安全実験棟）の特定有害物質を含む試薬の洗いが流入し、敷地外の下水道へ放流していた。 ・旧排水処理施設が存在する。1973年～1990年まで旧棟、B棟及び倉庫（旧PCB室 兼 旧安全実験棟）の特定有害物質を含む試薬の洗いが流入し、敷地外の谷地川へ放流していた。 ②株式会社エスアールエル ・排水処理施設、浄化槽が存在する。第1ラボ及び第2ラボの特定有害物質を含む試薬の洗いが流入し、敷地外の下水道へ放流していた。
地表の高さの変更及び 地 質 に 係 る 情 報	該当する情報は確認されなかった。
土 壌 汚 染 対 策 法 又 は 条 例 に 基 づ く 調 査 及 び 措 置 の 履 歴	該当する情報は確認されなかった。
既 往 調 査 及 び 措 置 に 関 す る 情 報	該当する情報は確認されなかった。
そ の 他 特 記 事 項	

備考 1 別紙が2枚以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。

2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。

3 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

(日本産業規格A列4番)

土壌汚染状況調査結果報告シート

1. 調査概要			
調査対象地	住居表示	八王子市	小宮町51、51-1
	地番	八王子市	小宮町51番1、51番4、51番5、51番6、51番7、51番8、51番9、51番10、51番11、51番12、51番13、51番14、51番16、51番17、51番18、52番1、53番1、69番、70番1、70番2、70番3、70番4、70番5、70番6、135番3、135番4、136番3、138番9(全28筆)
		日野市	栄町5丁目26番5、26番12(全2筆)
今回報告範囲 ※全体の調査対象地に対し、分割して報告する場合			
工業専用地域の有無	無	調査対象地の用途地域が工業専用地域である場合(調査対象地の一部も含む)は「有」を選択してください。	
条例施行規則第55条第3項地域の有無	無	第55条第3項地域については、環境局ホームページの「埋立地の特例の対象地域参考図」をご参照ください。	
今回調査対象地面積	19,102.15 m ²		別紙3 別冊資料1
深度限定の有無	無		
指定調査機関名	株式会社フィールド・パートナーズ		
指定調査機関の指定番号	2020-3-0001		
準拠法令等	● 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号) ● 同法施行令(平成14年政令第336号)、同法施行規則(平成14年環境省令第29号) ● 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課) ● 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号) ● 東京都土壌汚染対策指針(平成31年4月1日施行)		

2. 地歴調査結果概要(調査対象地の土壌汚染のおそれの把握)				
有害物質取扱事業場の設置履歴	有		以下の年代毎に有害物質取扱事業場の立地が確認された。 ・1971年(昭和46年)～1978年(昭和53年): 興人東京研究所 ・1978年(昭和53年)～2024年(令和6年): 富士臓器製薬株式会社、富士レビオ株式会社、みらかホールディングス株式会社、株式会社スペシャルレファレンスラボラトリー、株式会社エスアールエル	
特定有害物質の使用状況とその形態	富士臓器製薬株式会社及び富士レビオ株式会社(以下、富士レビオ)について、受託臨床検査及び臨床検査事業を行っており、A棟及びB棟の有機合成の工程において特定有害物質を含む試薬を使用していた。2020年7月に富士レビオの水濁法の特定施設を廃止しているものの、製薬工場として2024年2月まで操業がなされていた。2024年3月にすべての特定施設及び指定作業場を廃止し移転が完了し、現在は空きビルとなっている。2024年3月から現在に至るまで特定有害物質の使用等履歴はない。 株式会社スペシャルレファレンスラボラトリー及び株式会社エスアールエルについて、富士レビオと同様の事業を行っており、第1ラボ及び第2ラボの有機合成の工程において特定有害物質を含む試薬を使用していた。2020年に業務を終了し、2024年3月にすべての特定施設及び指定作業場を廃止し移転が完了し、現在は空きビルとなっている。2020年から現在に至るまで特定有害物質の使用等履歴はない。 興人東京研究所について、旧棟【現存】及び旧棟【解体済み】の1階に薬理実験室、合成実験室、発酵実験室、溶剤倉庫及び溶剤取扱室が設置されており、富士レビオ株式会社で行われている有機合成と同様の工程が存在していたと推測される。有機合成の工程では特定有害物質を含む試薬を使用していた可能性がある。			
地表の高さの変更(盛土、埋土等)の経緯	無			
既往調査・対策の経緯	無			
その他の経緯				
汚染のおそれとその由来	● 人為由来による汚染のおそれがある (おそれを否定できない) 自然由来による汚染のおそれがある 水面埋立て用材料による汚染のおそれがある			別紙3
試料採取等対象物質の種類とその理由	四塩化炭素	試薬に含有		
	ジクロロメタン	試薬に含有		
	トリクロロエチレン	冷媒に含有		
	ベンゼン	試薬に含有		
	第二種特定有害物質	試薬に含有		
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	試薬に含有		
使用の可能性が否定できないものの試料採取等の対象としない特定有害物質とその理由				
土壌汚染のおそれの区分(平面)	土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	特定有害物質を含む試薬を使用及び貯蔵していた履歴がある範囲		別紙3 巻末図-26～39
	土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地及び土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地を除く範囲		
	土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	・A棟、B棟、第1ラボ、第2ラボ及び事務棟(当該建屋の地下階または地下ピットは機械室や湧水ピットとして研究及び分析の事業用途以外の目的で利用され、研究を行う職員が地下階または地下ピットに立ち入ることはなかったため) ・緩衝緑地		
汚染のおそれが生じた場所の位置(断面)	現地表面の汚染のおそれの有無とその理由	有	対象地内での地表の高さの変更に関する情報がないため、現在の地盤面は有害物質を使用開始した当時の地盤面と同じである。	別紙3 巻末図-9、13、20、24
	現在の地表より深い位置の汚染のおそれの有無とその理由及び深度	有	対象地内の地表面下には放流調整槽、浄化槽、排水処理施設等の地下構造物及び埋設配管が存在し、その底面深度も汚染のおそれが生じた場所の位置となっている。底面深度については現地確認を行い深度を決定している。	

3. 調査方法				
3-1. 土壌調査方法				
※調査地点位置図を 別紙4 巻末図-15~29				に示す。
現地試料採取 期間	ガス採取	2024年(令和6年)3月18日~2024年(令和6年)5月27日		
	土壌採取	2024年(令和6年)3月18日~2024年(令和6年)4月24日		
室内分析期間			2024年(令和6年)3月19日~2024年(令和6年)5月27日	
試料採取等対 象物質と試料 採取を行う区 画の選定	全部対象区画	四塩化炭素、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、第二種特定有害物質、PCBを取扱っていた履歴がある範囲について全部対象区画とした。		別紙4 巻末図-1~14
	一部対象区画	全部対象区画及び対象外区画以外の範囲は一部対象区画とした。		
第一種特定有 害物質の土壌 ガス採取方法	全部対象区画	全部対象区画は、単位区画毎に、土壌汚染のおそれが多いと認められる部分で現地表から0.8~1.0mの深度の地中において土壌ガスを採取した。		別紙4
	一部対象区画	一部対象区画は、原則30m格子の中心を含む単位区画の1地点で、現地表から0.8~1.0mの深度の地中において土壌ガスを採取した。ただし、30m格子の中心を含む単位区画が地下ピット等による対象外区画である場合は、30m格子の中の任意の一部対象区画において、現地表から0.8~1.0mの深度の地中において土壌ガスを採取した。		別紙4
	一部対象区画において土壌 ガスが検出された30m格子	該当なし		—
	トラベルブランク試験の 有無	有		
	値の補正の有無	無		
		濃度の増減は± 20 %未満		
第一種特定有害物質のボーリングによる 試料採取方法	土壌ガスからトリクロロエチレンが検出されたE5-9区画において、深度10mまでのボーリング調査を実施した。深度10mまでに帯水層の底面は確認されなかった。 被覆を除いた深度0~0.05m、0.50m、1.0m、2.0m、3.0m、4.0m、5.0m、6.0m、7.0m、8.0m、9.0m、10.0m(計12深度)の土壌試料を採取した。		別紙4	
	帯水層底面が 確認された深度	深度10mまでに帯水層の底面は確認できなかった。 m		別紙4
第二種、第三 種特定有害物 質の試料採取 方法	全部対象区画	・全部対象区画は、単位区画毎に、被覆を除いた面から50cmの試料採取を行った。 ・放流調整槽、浄化槽、排水処理施設等の地下構造物及び埋設配管が存在する範囲では、単位区画毎に、地下構造物の底面深度または埋設配管の底面深度から50cmの試料採取を行った。		別紙4
	一部対象区画	一部対象区画は、30m格子毎に5地点で、被覆を除いた面から50cmの試料を採取し均等混合した。		

3-2. 地下水調査方法			
※調査地点位置図を 別紙4 巻末図-29			に示す。
現地試料採取 期間	代表地点	2024年(令和6年)5月22日	
	対象地境界	該当なし	
室内分析期間	代表地点	2024年(令和6年)5月23日～2024年(令和6年)5月28日	
	対象地境界	該当なし	
代表 地点	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定(平面)	土壌ガスからトリクロロエチレンが検出された全部対象区画のE5-9区画において採取した。	別紙4
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定(断面)	地下水位及び周辺柱状図から、最初の帯水層が存在すると考えられる範囲(GL-5.0m～-25.0m)にスクリーンを設置した。	別紙4
	帯水層底面が 確認された深度	確認された。 GL-25.0 m	別紙4 別冊資料-14
対象 地境 界	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定(平面)	E5-9において地下水基準に適合したため、該当なし	—
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定(断面)	E5-9において地下水基準に適合したため、該当なし	—
	帯水層底面が 確認された深度	— m	—
地下水試料採取方法		ガイドラインAppendix-7.地下水試料採取方法に示される方法で実施した。なお、土壌ガス調査で基準不適合となったトリクロロエチレン及びその分解生成物について、地下水調査を実施した。	別紙4

4. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を 別紙4 巻末表-1～7 に示す。

※2 調査結果総括図を 別紙4 巻末図-32、措置対象範囲面積については別紙5参照 に示す。

試料採取日	ガス採取		2024年(令和6年)3月18日～2024年(令和6年)5月27日	
	土壌採取		2024年(令和6年)3月18日～2024年(令和6年)4月24日	
	地下水	代表地点	2024年(令和6年)5月22日	
		対象地境界	該当なし	

分類	調査対象物質	土壌ガス					土壌ガス(地下水)				
		基準 (ppm) *	調査 対象 区画数	最大 濃度 (ppm)	ガス 検出 区画数	試料 採取等 の省略	基準 (mg/l)	調査 対象 区画数	測定 結果 (mg/l)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略
(第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物))	トリクロロエチレン	0.1	171	0.1	1	無	0.01	0			
	テトラクロロエチレン	0.1	0				0.01	0			
	ジクロロメタン	0.1	171	ND	0	無	0.02	0			
	クロロエチレン	0.1	171	ND	0	無	0.002	0			
	四塩化炭素	0.1	171	ND	0	無	0.002	0			
	1, 2-ジクロロエタン	0.1	0				0.004	0			
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	171	ND	0	無	0.1	0			
	1, 2-ジクロロエチレン	0.1	171	ND	0	無	0.04	0			
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.1	0				1	0			
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.1	0				0.006	0			
	1, 3-ジクロロプロペン	0.1	0				0.002	0			
	ベンゼン	0.05	171	ND	0	無	0.01	0			

分類	調査対象物質	基準 (mg/l) *	溶出量調査					代表地点における 地下水調査					対象地境界における 地下水調査				
			調査 対象 区画数	最深 調査 深度 (m) 注1	最大 濃度 (mg/l)	最大 汚染 深度 (m) 注1	基準 超過 区画数 注3	試料 採取等 の省略	試料 採取 区画数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略	試料 採取 地点数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略	
(第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物))	トリクロロエチレン	0.01	1	10.00	0.004	0	0	無	1	ND	0	無	0				
	テトラクロロエチレン	0.01	0						0				0				
	ジクロロメタン	0.02	0						0				0				
	クロロエチレン	0.002	1	10.00	ND	0	0	無	1	ND	0	無	0				
	四塩化炭素	0.002	0						0				0				
	1, 2-ジクロロエタン	0.004	0						0				0				
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	1	10.00	ND	0	0	無	1	ND	0	無	0				
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	1	10.00	ND	0	0	無	1	ND	0	無	0				
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0						0				0				
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0						0				0				
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0						0				0				
ベンゼン	0.01	0						0				0					
(第二種 特定有害物質 (重金属等))	カドミウム及びその化合物	0.003	171		ND		0	無									
	シアン化合物	0.1	171		ND		0	無									
	鉛及びその化合物	0.01	171		0.017		1	無									
	六価クロム化合物	0.05	171		0.028		0	無									
	砒素及びその化合物	0.01	171		0.005		0	無									
	水銀及びその化合物	0.0005	171		ND		0	無									
	セレン及びその化合物	0.01	171		0.002		0	無									
	ほう素及びその化合物	1	171		0.2		0	無									
	ふっ素及びその化合物	0.8	171		0.62		0	無									
(第三種 特定有害 物質 (農薬等))	有機燐化合物	0.1	0														
	ポリ塩化ビフェニル	0.0005	171		ND		0	無									
	チウラム	0.006	0														
	シマジン	0.003	0														
	チオベンカルブ	0.02	0														

*基準欄の斜字 :の基準は、「不検出」を示す。

分類	調査対象物質	含有量調査						
		基準 (mg/kg)	調査 対象 区画数	最深 調査 深度 (m)	最大 濃度 (mg/kg)	最大 汚染 深度 (m)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略
特定有害物質 (第二種)	カドミウム及びその化合物	45	171		ND		0	無
	シアン化合物	50	171		ND		0	無
	鉛及びその化合物	150	171		260		1	無
	六価クロム化合物	250	171		ND		0	無
	砒素及びその化合物	150	171		ND		0	無
	水銀及びその化合物	15	171		ND		0	無
	セレン及びその化合物	150	171		ND		0	無
	ほう素及びその化合物	4000	171		ND		0	無
	ふっ素及びその化合物	4000	171		100		0	無
基準不適合範囲の地番		八王子市小宮町51番1、51番4、51番5、51番6、51番7、51番8、51番9、51番10、51番11、51番12、51番13、51番14、51番16、51番17、51番18、52番1、53番1、69番、70番1、70番2、70番3、70番4、70番5、70番6、135番3、135番4、136番3、138番9、日野市栄町5丁目26番5、26番12(全30筆)						
基準不適合範囲の面積 ^(注2) (㎡)		149.55						
汚染原因		特定又は推定ができなかった。						
備考	調査対象区画数	171		区画				
	濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す。							

●区画数は、調査対象地内の単位区画(10mメッシュ)の合計数を記載ください。

①30mメッシュの調査(一部調査対象区画の調査)を行った範囲については調査対象区画数、自然由来特例調査を行った範囲についてはその間の対象区画数として計算してください。

②第一種特定有害物質の溶出量調査で代表地点でボーリングを行った場合は、ガス検出範囲を含めた区画数で計算してください。

③統合された区画は1区画と数えてください。

④土壌汚染の存在するおそれがないと認められる範囲の区画数は含めないでください。

⑤全体の調査範囲に対し、分割して報告書を作成している場合、原則、当報告書で報告する範囲の区画数でまとめてください。

注)1 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の詳細調査の結果を報告する場合は、詳細調査(深度方向調査)結果報告シートを作成してください。
なお、詳細調査結果は、法に基づく調査の場合は第7条第1項又は第12条第1項、条例に基づく調査の場合は第117条第3項の届出で報告してもかまいません。

注)2 土壌ガス等を検出しボーリング調査を実施した場合には、ボーリング調査結果も踏まえて基準不適合範囲の面積を記入してください。

詳細調査(深度方向調査)結果報告シート

1. 調査概要			
調査対象地	住居表示	八王子市小宮町51、51-1	別紙3 別冊資料1
	地番	八王子市 小宮町51番1、51番4、51番5、51番6、51番7、51番8、51番9、51番10、51番11、51番12、51番13、51番14、51番16、51番17、51番18、52番1、53番1、69番、70番1、70番2、70番3、70番4、70番5、70番6、135番3、135番4、136番3、138番9(全28筆)	
		日野市 栄町5丁目26番5、26番12(全2筆)	
現地試料採取期間		2024年(令和6年)4月22日～2024年(令和6年)4月26日	
室内分析期間		2024年(令和6年)4月23日～2024年(令和6年)5月22日	
指定調査機関名		株式会社フィールド・パートナーズ	
指定調査機関の指定番号		2020-3-0001	
準拠法令等		● 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号) ● 同法施行令(平成14年政令第336号)、同法施行規則(平成14年環境省令第29号) ● 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課) ● 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号) ● 東京都土壌汚染対策指針(平成31年4月1日施行)	

2. 調査方法				
※ボーリング調査地点位置図を 別紙5 巻末図-2、4				に示す。
※ボーリング調査地点の断面図を 別紙5、別冊資料-14				に示す。
第一種特定有害物質の土壌試料採取深度※1	—			
第二種特定有害物質、第三種特定有害物質の土壌試料採取深度※1	土壌調査で基準不適合となった以下の物質について、汚染範囲確定のためのボーリング調査を実施した。			
	鉛及びその化合物	2	・B4-3区画：被覆を除いた深度0.6m、1.0m、2.0m、3.0m、4.0m、5.0m、6.0m、7.0m、8.0m、9.0m、10.0mの土壌試料を採取し分析を行った（深度2.0mまでの調査で2深度基準適合を確認し、深度範囲の絞り込みのため0.6mの土壌試料を採取し分析を行った）。また、土壌汚染の除去等の措置対象範囲を絞り込むことを目的に、B4-3区画内に追加して2地点ボーリングを行った。採取深度は表層土壌、0.6m、1.0m、2.0mの土壌試料を採取し分析を行った。 ・B5-5区画：被覆を除いた深度2.0m、3.0m、4.0m、5.0m、6.0m、7.0m、8.0m、9.0m、10.0mの土壌試料を採取し分析を行った（深度3.0mまでの調査で2深度基準適合を確認した）。また、土壌汚染の除去等の措置対象範囲を絞り込むことを目的に、B4-3区画内に追加して2地点ボーリングを行った。採取深度は配管下土壌1.4～1.9m、2.0m、3.0mの土壌試料を採取し分析を行った。 試料採取時に、深度10mまでに帯水層の底面は確認されなかった。	別紙5
地下水試料等対象物質、採取位置、採取深度、採取方法※2	ガイドラインAppendix-7.地下水試料採取方法に示される方法で実施した。なお、土壌調査で基準不適合となった以下の物質について、地下水調査を実施した。			別紙5
	帯水層底面が確認された深度	確認されなかった。		
		m		
	鉛及びその化合物	1	汚染のおそれが生じた場所の位置は現況地表面であり地下水位は概ねGL-6.0m付近であること、鉛は一般的に土壌中に滞留しやすい性質があることを考慮し、地下水汚染の有無を適切に評価することを目的にスクリーンの位置をGL-5.0m～10.0mに設定した。	別紙5

※1 帯水層底面の試料採取がある場合は記載してください。

※2 詳細調査で追加で地下水調査を実施した場合には、採取方法等を記入してください。

3. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を別紙5 巻末表-1～3

に示す。

※2 調査結果総括図を別紙5 巻末図-5

に示す。

試料採取等対象物質名		調査区画数	基準不適合 の区画数	最深調査 深度(m)	最深汚染 深度(m)	最大濃度
土 壌 溶 出 量 (m g / L)	鉛及びその化合物	1	1	10.00	0.50	0.017
土 壌 含 有 量 (m g / k g)	鉛及びその化合物	1	1	10.00	1.90	260
地 下 水 (m g / L) ※	鉛及びその化合物	1	0			ND

<備考>

・濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す

●最深汚染深度は、基準超過が確認された最深深度を記載ください。(対策深度ではありません。)

●最大濃度は、詳細調査における最大濃度を記載ください。ただし、詳細調査で汚染が見つからなかった場合には、汚染状況調査の最大濃度を記入してください。

※詳細調査時に追加で地下水調査を実施した場合には、汚染状態を記入してください。

1 調査概要

1.1 調査目的

本調査は、調査対象地における土壌汚染の有無を確認することを目的とした。

1.2 調査対象地

調査対象地	(住居表示) 東京都八王子市小宮町 51、51-1		
	(地番) 東京都八王子市小宮町 51 番 1、51 番 4、51 番 5、51 番 6、51 番 7、51 番 8、51 番 9、51 番 10、51 番 11、51 番 12、51 番 13、51 番 14、51 番 16、51 番 17、51 番 18、52 番 1、53 番 1、69 番、70 番 1、70 番 2、70 番 3、70 番 4、70 番 5、70 番 6、135 番 3、135 番 4、136 番 3、138 番 9、日野市栄町 5 丁目 26 番 5、26 番 12 (全 30 筆)		
現 況	研究所 (閉鎖済み)		
調査対象面積	19102.15 m ² (実測)	敷地面積	19102.15 m ² (実測)



調査対象地位置図

(出典：地理院地図 WEB サイト <http://maps.gsi.go.jp/>)

3.3 調査結果

3.3.1 土壌ガス調査（第一種特定有害物質）

土壌ガス調査結果を巻末図-29 及び巻末表-1～2、土壌ガスチャートを別冊資料-1 に示す。

土壌ガス調査の結果、調査対象地【富士レビオ側】の E5-9 地点でトリクロロエチレンが検出された。濃度は 0.1volppm であった。その他の調査対象物質については、調査を実施したすべての区画において土壌ガスは検出されなかった。

3.3.2 表層土壌調査（第二種特定有害物質及び PCB）

表層土壌調査結果を巻末図-30 及び巻末表-3～5、計量証明書（写し）を別冊資料-2 に示す。

表層土壌調査の結果、調査対象地【エスアールエル側】の B4-3 で鉛（溶出量）の基準に不適合であった。濃度は 0.017mg/L であった。また、調査対象地【富士レビオ側】の B5-5②配管下 A（GL-1.4 m～-1.9m）で鉛（含有量）の基準に不適合であった。濃度は 260mg/kg であった。その他の調査対象物質については、調査を実施したすべての区画において基準に適合していた。

4.3 調査結果

(1) ボーリング調査

ボーリング調査結果を巻末図-31 及び巻末表-6、計量証明書（写し）を別冊資料-2 に示す。

ボーリング調査の結果、調査対象地【富士レビオ側】の E5-9 において採取したすべての試料についてトリクロロエチレン及びその分解生成物の土壌溶出量基準に適合していた。

(2) 地下水調査

地下水調査結果を巻末図-31 及び巻末表-7、計量証明書（写し）を別冊資料-2 に示す。

地下水調査の結果、調査対象地【富士レビオ側】の E5-9 においてトリクロロエチレン及びその分解生成物の地下水基準に適合していた。



凡 例
【トリクロロエチレン及びその分解生成物】

+ 土壌ガス調査地点：37地点

○ ボーリング調査地点：1地点

土壌ガス検出区画
(定量下限値:0.1volppm)

対象外区画

統合区画 (130㎡以下)

調査対象地

既存建物

緑地 (既存)

過去建物

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

【敷地境界、建物・設備形状の根拠資料】

Ver. 1.0 敷地形状は地積測量図、既存建物及び過去建物は工場配置図、空中写真に基づいた。

Ver. 2.0 敷地形状は地積測量図、既存建物は光波測量、過去建物は工場配置図及び空中写真に基づいた。

株式会社フィールド・パートナーズ

プロジェクト名

東京都八王子市小宮町敷地における土壌汚染状況調査

スケール

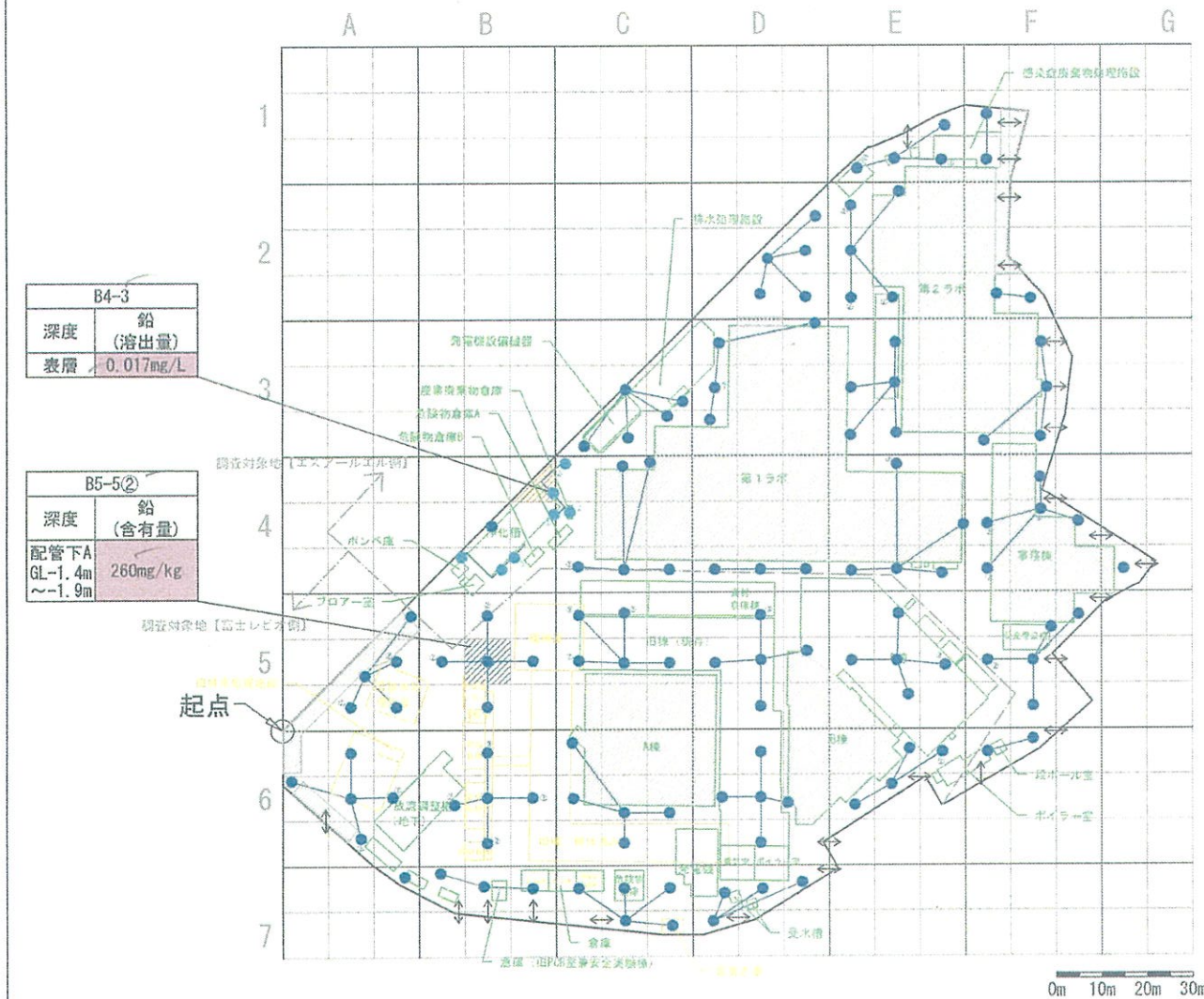
1/1000 (A3)

タイトル

表層調査結果図及びボーリング調査・地下水調査地点図
(トリクロロエチレン及びその分解生成物)

図面

巻末図-29



- 凡 例
- 【鉛】
【表層土壌調査】
- 5地点均等混合法：31エリア
(125地点)
- 単地点分析：7地点
- 【別深度】
- 過去配管下A単地点分析：12地点
□ 配管下B単地点分析：29地点
□ 配管下C単地点分析：3地点
△ ピット下A単地点分析：27地点
△ ピット下B単地点分析：5地点
- 鉛溶出量基準不適合区画
(溶出量基準：0.01mg/L以下)
- 鉛含有量基準不適合区画
(含有量基準：150mg/kg以下)
- 対象外範囲
- ↔ 統合区画 (130㎡以下)
- 調査対象地
□ 既存建物
□ 緑地 (既存)
□ 過去建物
— 架空配管
- | | | |
|---|---|---|
| A | | |
| 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 |
- 1

【敷地境界、建物・設備形状の根拠資料】

Ver. 1.0 敷地形状は地積測量図、既存建物及び過去建物は工場配置図、空中写真に基づいた。
Ver. 2.0 敷地形状は地積測量図、既存建物は光波測量、過去建物は工場配置図及び空中写真に基づいた。

株式会社フィールド・パートナーズ

プロジェクト名

東京都八王子市小宮町敷地における土壌汚染状況調査

スケール

1/1000 (A3)

タイトル

表層調査結果図 (鉛)

図例

巻末図-30

凡 例
【トリクロロエチレン及びその分解生成物】

- ボーリング調査及び
地下水調査地点：1地点
- ＋ 調査済み地点：37地点

クロロエチレン
溶出基準：0.002mg/L

1,1-ジクロロエチレン
溶出基準：0.1mg/L

1,2-ジクロロエチレン
溶出基準：0.04mg/L

トリクロロエチレン
溶出基準：0.01mg/L

対象外範囲

↔ 統合区画 (130㎡以下)

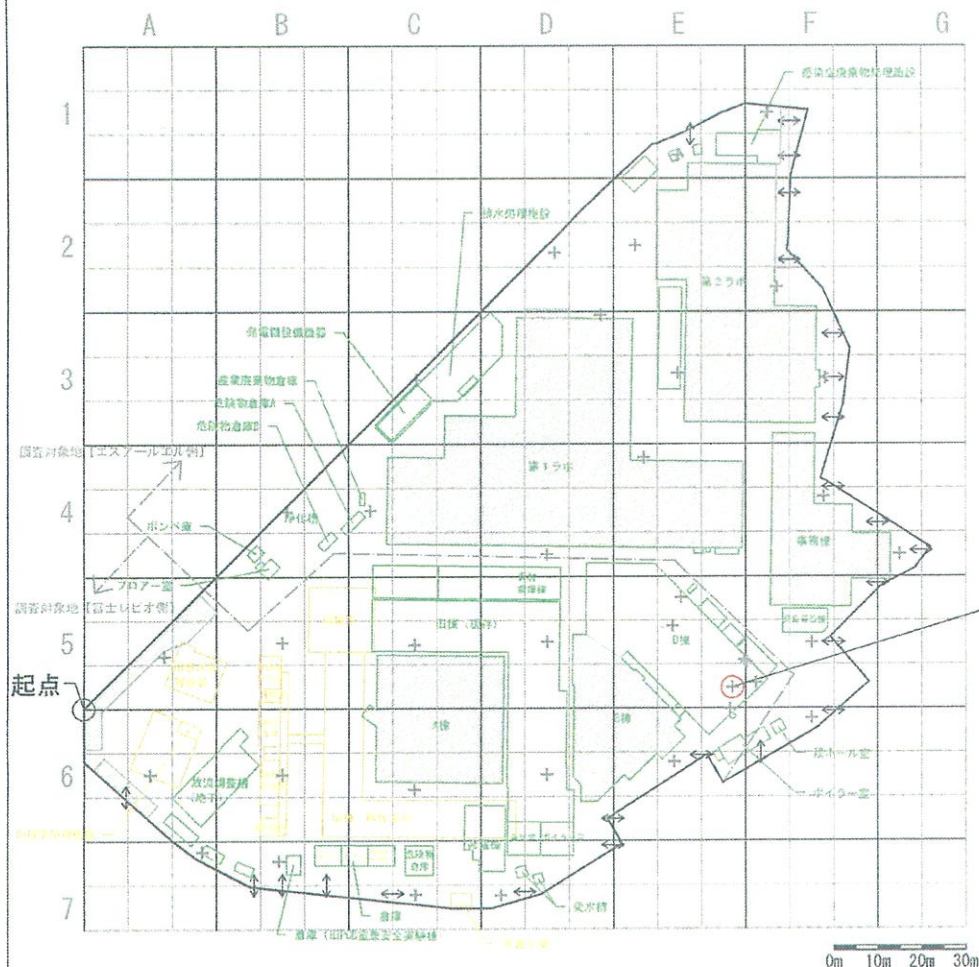
調査対象地

既存建物

緑地 (既存)

過去建物

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9



E5-9				
深度	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン
0.05m	<	<	<	0.004mg/L
0.5m	<	<	<	0.003mg/L
1.0m	<	<	<	0.004mg/L
2.0m	<	<	<	<
3.0m	<	<	<	<
4.0m	<	<	<	<
5.0m	<	<	<	<
6.0m	<	<	<	<
7.0m	<	<	<	<
8.0m	<	<	<	<
9.0m	<	<	<	<
10.0m	<	<	<	<
地下水	<	<	<	<

【敷地境界、建物・設備形状の根拠資料】	
Ver. 1.0	敷地形状は地積測量図、既存建物及び過去建物は工場配置図、空中写真に基づいた。
Ver. 2.0	敷地形状は地積測量図、既存建物は光波測量、過去建物は工場配置図及び空中写真に基づいた。

株式会社フィールド・パートナーズ

プロジェクト名

東京都八王子市小宮町敷地における土壌汚染状況調査

スケール

1/1100 (A3)

タイトル

ボーリング調査及び地下水調査結果図
(トリクロロエチレン及びその分解生成物)

図説

巻末図-31

2.3 調査結果

(1) ボーリング調査

ボーリング調査結果を巻末図-3 及び巻末表-1、計量証明書（写し）を別冊資料-1 に示す。

ボーリング調査の結果、B4-3 の深度 1.0m 及び 2.0m で鉛（溶出量）の基準に適合していた。

また、B5-5②の深度 2.0m 及び 3.0m で鉛（含有量）の基準に適合していた。

その後、B4-3 の深度 0.6m で基準不適合の深度絞り込み分析を実施し、鉛（溶出量）の基準に適合していた。

(2) 地下水調査

地下水調査結果を巻末図-3 及び巻末表-2、計量証明書（写し）を別冊資料-1 に示す。

地下水調査の結果、B4-3 の地下水試料について、鉛の地下水基準に適合していた。

3.3 調査結果

措置対象範囲絞り込み調査の結果を巻末図-5 及び巻末表-3、計量証明書（写し）を別冊資料-1 に示す。

措置対象範囲絞り込み調査の結果、B4-3 (N1.4m) のすべての分析深度で鉛（溶出量）の基準適合が確認された。また、B5-5② (S7.0m) 及び B5-5② (W7.0m) におけるすべての分析深度で鉛（含有量）の基準適合が確認された。

B4-3	
深度	鉛 (溶出量)
表層	0.01mg/L
0.6m	0.001mg/L
1.0m	<
2.0m	0.005mg/L
地下水	<

B5-5②	
深度	鉛 (含有量)
配管下A GL-1.4m ~-1.9m	260mg/kg
2.0m	72mg/kg
3.0m	<



凡 例

【鉛】

【ボーリング】

○ ボーリング調査地点：2地点

【表層土壌調査】

● 調査済み地点

【別深度】

□ 配管下単地点分析

△ ピット下単地点分析

鉛溶出量基準不適合区画
(溶出量基準:0.01mg/L以下)
(地下水基準:0.01mg/L以下)

鉛含有量基準不適合区画
(含有量基準:150mg/kg以下)

対象外範囲

統合区画 (130㎡以下)

調査対象地

既存建物

地下ピット

緑地 (既存)

過去建物

架空配管

埋設配管

過去埋設配管

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

新体・既往調査結果を示す。

【敷地境界、建物・設備形状の根拠資料】

Ver. 1.0 敷地形状は地積測量図、既存建物及び過去建物は工場配置図、空中写真に基づいた。

Ver. 2.0 敷地形状は地積測量図、既存建物は光波測量、過去建物は工場配置図及び空中写真に基づいた。

株式会社フィールド・パートナーズ

プロジェクト名

東京都八王子市小宮町敷地における土壌汚染詳細調査

スケール

1/1000 (A3)

タイトル

深度範囲確認調査結果図 (鉛)

図章

巻末図-3

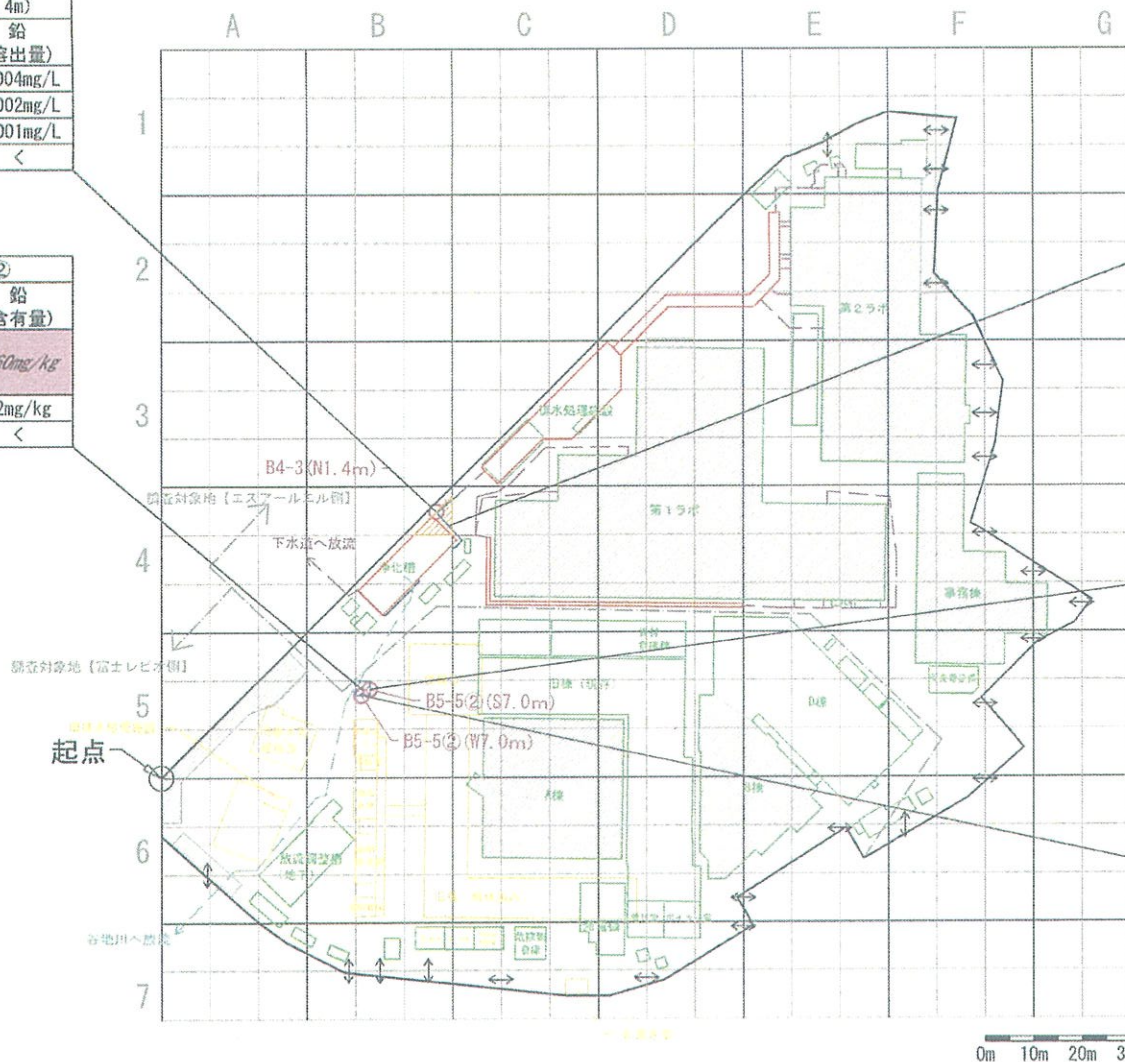
B4-3 (N1.4m)	
深度	鉛 (溶出量)
表層	0.004mg/L
0.6m	0.002mg/L
1.0m	0.001mg/L
2.0m	<

B5-5②	
深度	鉛 (含有量)
配管下A GL-1.4m ~-1.9m	260mg/kg
2.0m	72mg/kg
3.0m	<

B4-3	
深度	鉛 (溶出量)
表層	0.017mg/L
0.6m	0.001mg/L
1.0m	<
2.0m	0.005mg/L
地下水	<

B5-5② (S7.0m)	
深度	鉛 (含有量)
配管下A GL-1.4m ~-1.9m	76mg/kg
2.0m	<
3.0m	13mg/kg

B5-5② (W7.0m)	
深度	鉛 (含有量)
配管下A GL-1.4m ~-1.9m	65mg/kg
2.0m	17mg/kg
3.0m	12mg/kg



凡 例
 【鉛】
 【ボーリング】
 ○ ボーリング調査地点：2地点

鉛（溶出量）土壌汚染
要掘削除去範囲

鉛（含有量）土壌汚染
要掘削除去範囲

対象外範囲

↔ 統合区画（130㎡以下）

調査対象地

既存建物

緑地（既存）

過去建物

架空配管

埋設配管

過去埋設配管

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

※ 図中：既往調査結果を示す。

【敷地境界、建物・設備形状の根拠資料】

Ver. 1.0 敷地形状は地積測量図、既存建物及び過去建物は工場配置図、空中写真に基づいた。

Ver. 2.0 敷地形状は地積測量図、既存建物は光波測量、過去建物は工場配置図及び空中写真に基づいた。

株式会社フィールド・パートナーズ

プロジェクト名

東京都八王子市小宮町敷地における土壌汚染詳細調査

スケール

1/1000 (A3)

タイトル

措置対象範囲絞り込み調査結果図（鉛）

図面

巻末図-5

添付書類 5. 施工方法を明らかにした平面図・断面図

5-1. 準備工

工事着工に先立ち、必要な届出を各管轄行政へ届出した。

また、各種インフラや産業廃棄物委託契約など、工事に必要な手続きを実施した。

着工後は、順次準備工を開始した。法令で必要とされる各種工事標識を掲示するとともに、順次仮設物の準備に取り掛かった。

その後、休憩所や、工事に使用する安全設備、資機材等を搬入すると共に以下項目を順次実施した。

なお、大型車両搬出入の際は、敷地出入り口に交通誘導員を配置し、第三者・一般車両との交通災害を防止した。

■測量・位置出し

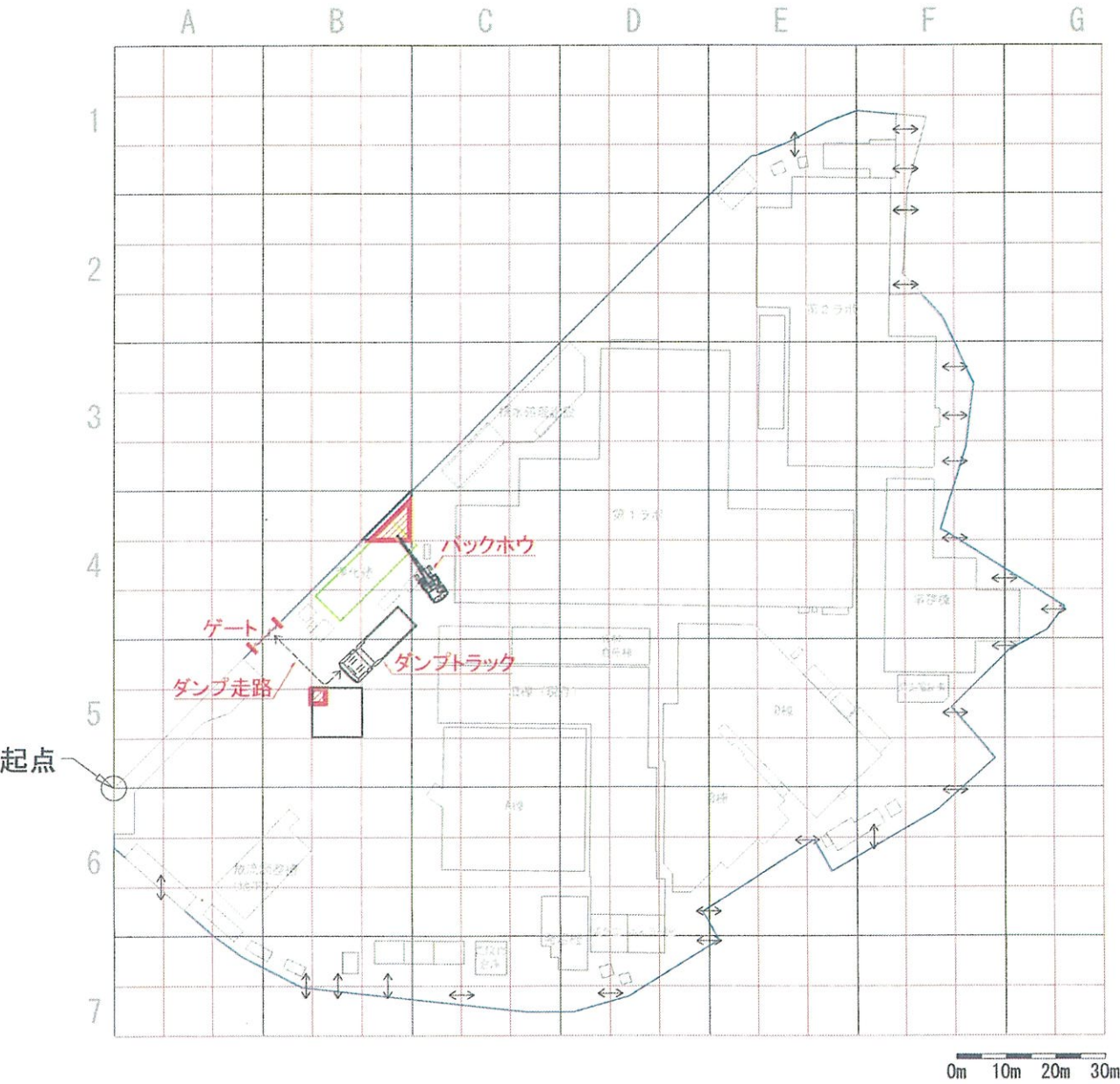
工事に際して、対策範囲等の平面位置を起点から測量等により求め、測量鈟や測量杭、白線やスプレー等で明示した。工事中の高さ管理及び、深度管理は、既往調査と同様の基準点を使用し、エレベーションによる高さの管理を行った。

■散水設備、安全設備、資機材等の搬入の設置

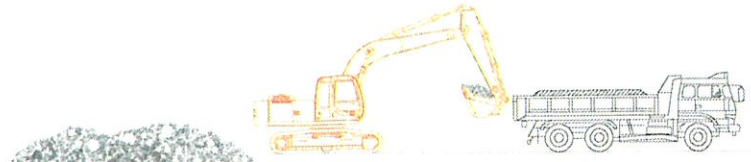
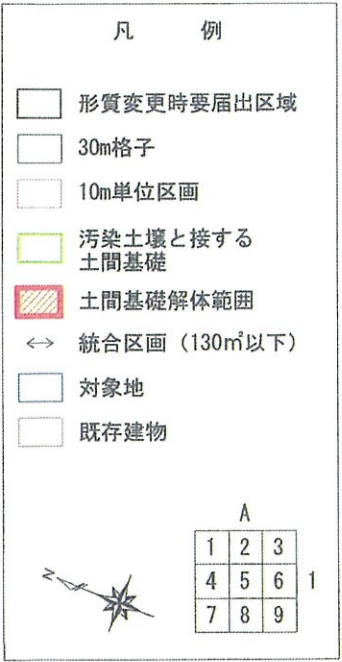
周辺環境の汚濁、汚染土壌等の拡散防止を目的に、場内に散水設備、安全設備、仮設資機材等を搬入した。作業場所へはA型バリケード等の保安設備を設置した。また、掘削時、地下水等の揚水が必要な場合、ノッチタンク等を準備するとしたが、当該作業で地下水に触れることは無かった。

5-2. 土間基礎解体

形質変更時要届出区域内において表層アスファルト撤去作業時は、汚染の拡散がおきないように、事前に測量にて位置出しを行い、白線にて明確に区画を表示した。
解体に先立ち明示したラインをコンクリートカッターで切断し、表層アスファルトを撤去した。汚染土壌掘削範囲においては作業の支障となる基礎構造物は確認されなかった。
B4-3 区画における基礎構造物（浄化槽）については、現在進行形で当敷地内において解体工事が実施されている為、区域指定解除後に解体を行う事とした。
撤去したアスファルトガラ等は産業廃棄物として適正に処理した。



【解体平面図】



表層アスファルト
及び碎石撤去

【断面図】



【汚染区画の表示】



【アスファルト撤去状況】

5-3. 汚染土壌掘削除去

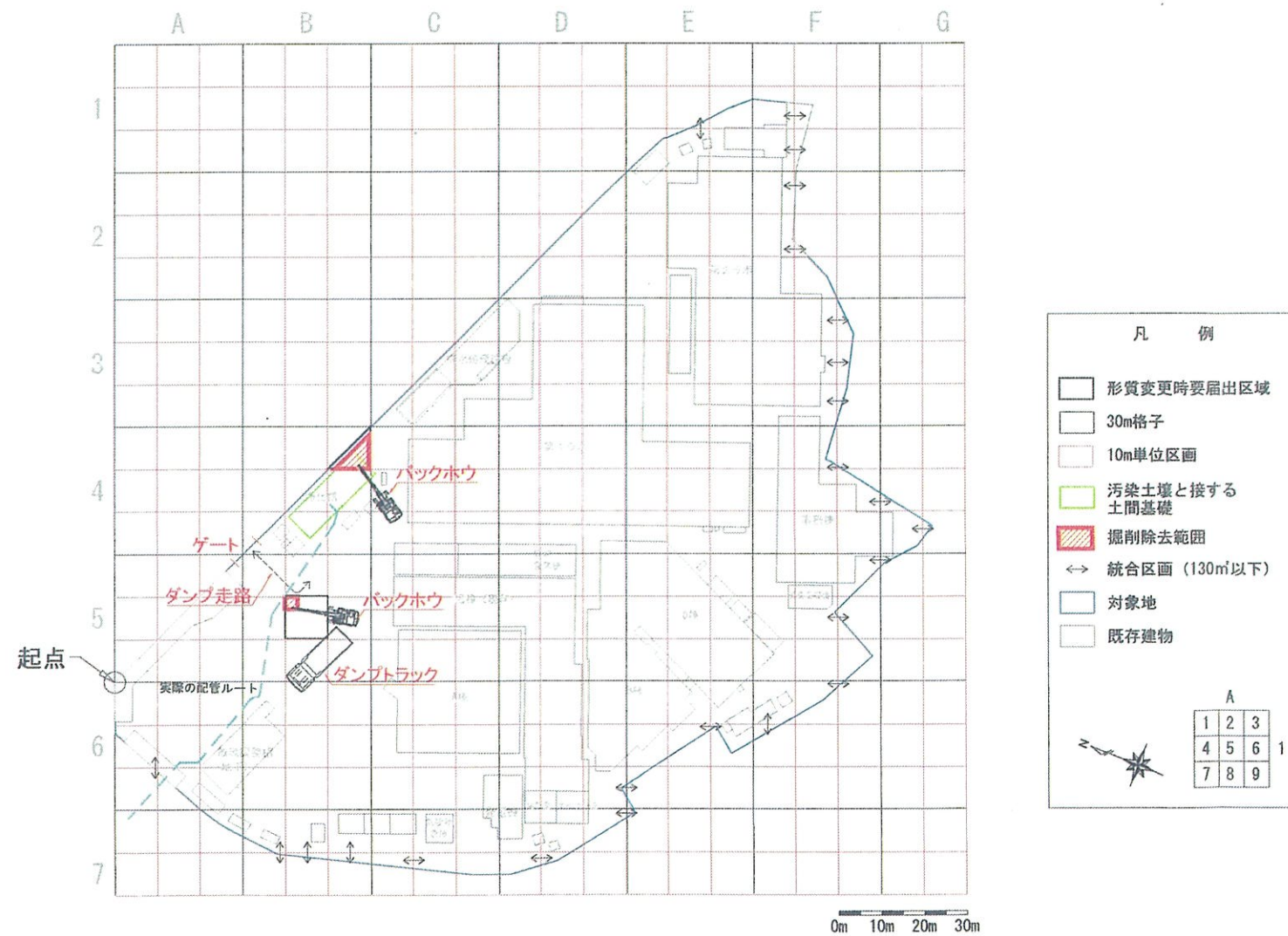
汚染土壌の掘削は、確認されている汚染土壌の取り残しがないように、且つ慎重に行った。掘削作業中は、汚染土壌の飛散防止のために適時シート養生を行い、掘削面に入入りする作業員及び管理者は、靴底についた汚染土壌を周囲に拡散させることがないように、汚染土壌が存在する単位区画内で靴底の土壌を払い落した。

B5-5 区画は、埋設配管撤去後に汚染土壌の掘削を行うとしたが隣接する非汚染区画内で確認された。配管上部までは健全土として掘削を行い、汚染土壌と混合しないように、隣接する非汚染区画を養生した上で仮置きした。仮置きした土は、同区画に埋戻し土として再利用した。B4-3 区画は、小型のバックホウを使用し掘削した為、養生シート上でフレコンバックに詰め込み、大型重機にてダンプトラックへの積み込みを行った。

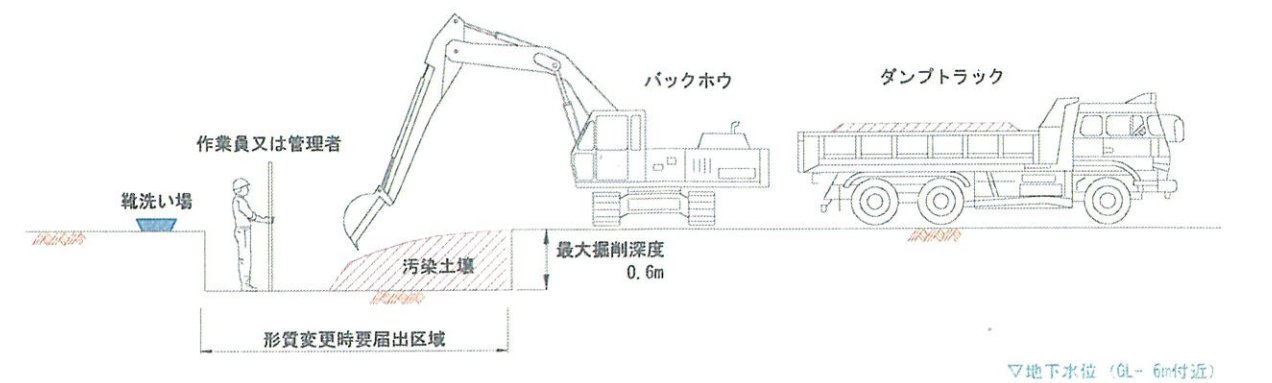
汚染土壌は、周囲へ汚染を拡散しないよう慎重にダンプトラックに直接積み込み、運搬を行った。汚染土壌の積み込みの際には、積み込み機械のバケットからこぼれないように慎重に積み込むとともに、シート養生を行った。

積み込んだ汚染土壌は速やかに汚染土壌処理施設まで運搬を行い、適切に処理を行った。（詳細は法 16 条を提出）

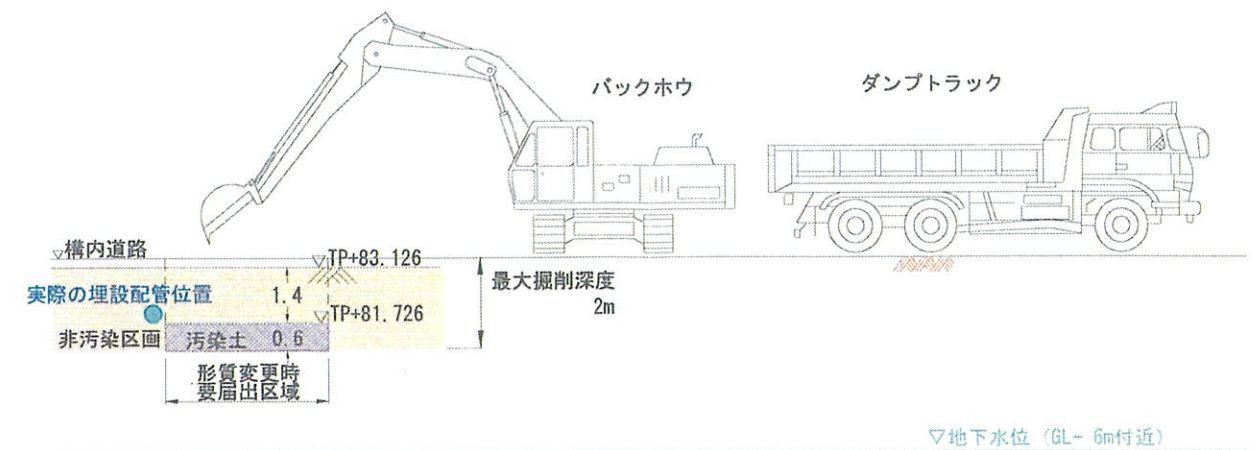
掘削完了後は、掘削除去完了確認として、平面的且つ、深度的に汚染土壌の取り残しが無いよう、掘削除去されたことを測量により掘削形状（幅、深度）を確認し写真に記録した。その後、B5-5 区画については埋戻しを行い、B4-3 区画については現在進行形で当敷地内において解体工事が実施されている為、区域指定解除後に浄化槽の解体を行い埋戻しする事とした。



【平面図】



【B4-3 断面図】



【B5-5 断面図】

添付書類 7. 埋戻し土の品質管理に関する事項

汚染土壌の掘削が完了した区画の埋戻しに使用する土壌は、平成 31 年環境省告示第 6 号による品質管理に基づき、特定有害物質全 26 項目が基準に適合していることを確認した土壌(山砂)及び B5-5 区画の配管上部の基準適合土壌を埋戻し土とする計画としたが、B5-5 区画においては配管上部の基準適合土壌で埋め戻した後に表層はバージン砕石（再生砕石ではない山から切り崩した砕石）での埋戻しを行った。B4-3 区画については埋戻しを行わなかった。

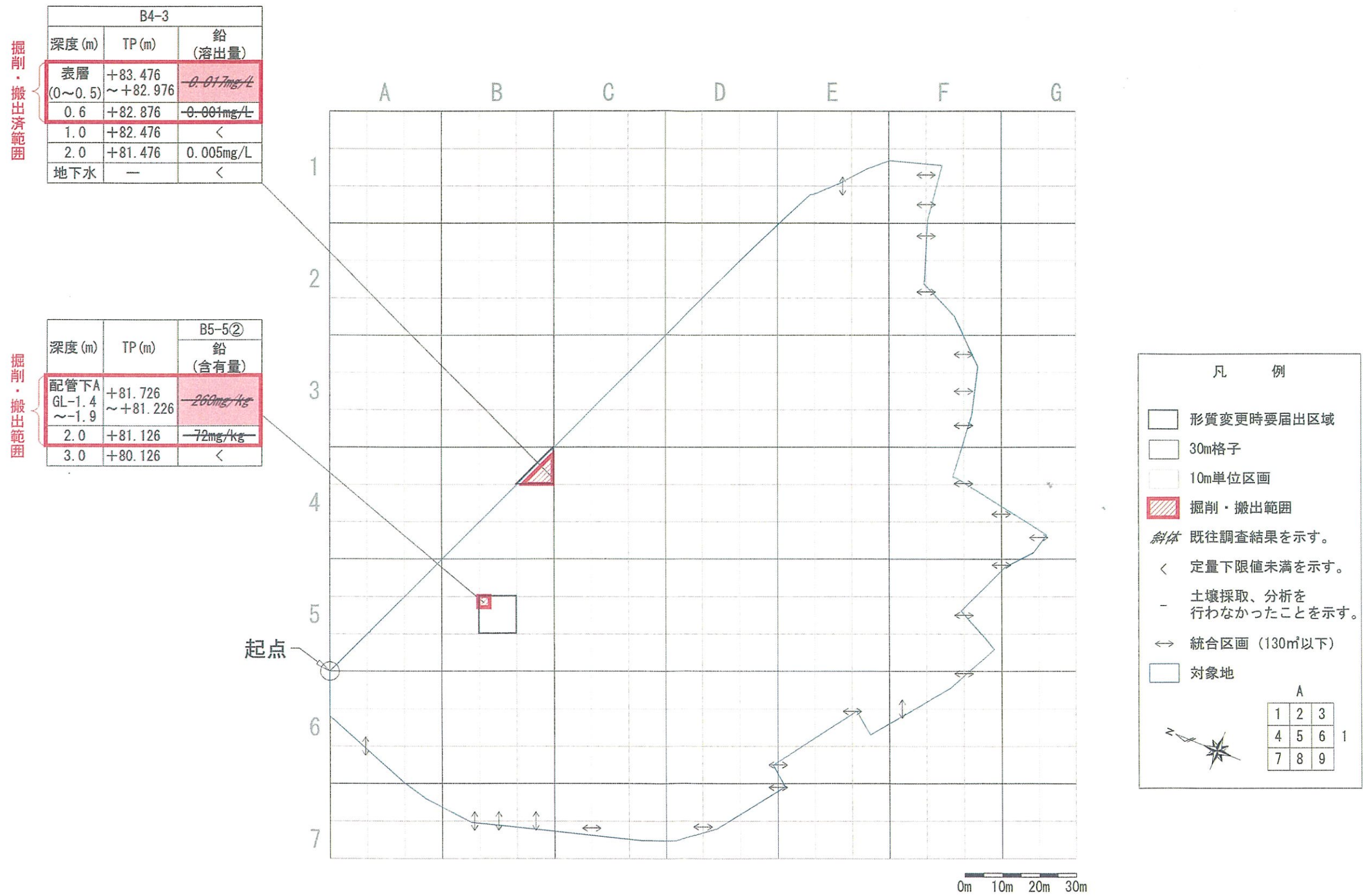
採水深度については地下水位 GL-6m、不透水層 GL-25mの中間深度である GL-15.5m付近とした。分析対象項目は、鉛を対象として分析を行い、基準適合を確認した。

採取日	区画名	分析項目	地下水基準 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	公定分析値 (mg/L)	判定
令和6年10月17日	B4-3	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001	<0.001	合格



よって、測定対象となる特定有害物質（鉛及びその化合物）は移動性が少ない物性としてされているものの、非常に透水性の高い一つの帯水層であることから、帯水層の中間深度である深度 GL-15.5m については、“実施措置の効果的的確に把握できる帯水層の範囲”として評価し採水した（ガイドライン Appendix-7、地下水試料採取方法では、地下水試料の採取深さは、スクリーン区間（帯水層）の中間深度とされているということも考慮した）。

添付書類 9. 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面



【土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面】
※対象地は継続して仮囲いが設置されているため、立ち入りを禁止した状態が継続される。